

川上村学生地域づくり活動応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び移住定住促進を図るため、大学との連携協定に基づく事業の支援や、相対的に経済的余力の少ない学生が関係団体と協働し地域づくり活動等に参加するために発生する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによって、学生による地域づくり活動参画を推進するとともに、学生を主とした関係人口の創出を目指すものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生とは短期大学・大学院を含む大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）に生徒として所属する者をいう。
- (2) 宿泊施設とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に加え、利用者が宿泊用テントを持参し宿泊を伴うキャンプ場をいう。
- (3) 関係団体とは次に掲げる団体をいう。
 - ア 区および区が組織する団体
 - イ 川上村（以下「村」という）が出資する財団法人および社団法人
 - ウ その他川上村長（以下「村長」という）が認めた団体
- (4) 関係人口とは仕事や観光などで地域を訪れる交流人口や、地域に居住や移住する定住人口とは異なり、地域と多様な関わりを持つ者をいう。

(交付対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 本村と連携協定を締結している大学が連携協定に基づき村内で実施する活動または本村、あるいは関係団体と共同事業として実施する活動（以下「補助活動！」という。）
- (2) 学生が自主自律的に本村の関係団体と協働し、地域の活性化や課題解決に

地域の活性化活動として別表第1に例として定める活動（以下「補助活動2」という。）

（交付対象者）

第4条 前条第1号の補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本村と連携協定を締結する学校等に所属する教員及び学生とし、前条第2号の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する学生とする。

- (1) 本村と連携協定を締結している大学に所属している者、又は本村および関係団体が実施する事業に参加したことがある者
- (2) 活動内容を別表第2に定める方法及び投稿内容で発信した者
- (3) 次条第1項の規定による同一の経費に対し、他の補助金等の交付を受けていない者、又は受ける予定のない者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受けることができない。

（対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

交付対象活動	補助概要	補助対象経費	補助率等	補助回数等
補助活動1	本村における活動に関する補助	補助金の額は、来村人数に1,000円を乗じて得た額とする。	上限なし	
	本村における宿泊に関する補助	補助金の額は、延べ宿泊人数に1,000円を乗じて得た額とする。		

補助活動2	公共交通機関等運賃補助	本村への訪問を目的とした公共交通機関乗車券等購入費用	対象経費総額の2分の1以内とし、一人当たり20,000円を限度とする。	同一年度一人当たり2回までとする。
	高速道路利用料補助	本村への訪問を目的とした高速道路の利用料金(最も経済的かつ合理的と認められる経路に限る。)		
	レンタカー借上料補助	本村への訪問を目的としたレンタカーの借り上げ料金		
	宿泊費補助	本村における滞在を目的とした宿泊料金(村内にある宿泊施設に限る。)		

(交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を事業開始日までに村長に提出するものとする。

- (1) 川上村学生地域づくり活動応援補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 学生であることを証明する書類（次に掲げるいずれかの写し）

ア 在学証明書

イ 学生証

(3) その他村長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第7条 村長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第8条 村長は、補助金の交付を決定したときは、川上村学生地域づくり活動応援補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の変更申請及び承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請に係る次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに事業変更（廃止）申請書（第3号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第7条の規定による補助金交付決定額の20%未満の減額の変更である場合は、実績報告と併せて行うことが出来る。

(1) 事業の期間

(2) 各補助申請額

2 村長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、事業変更（廃止）決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、交付対象活動が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 川上村学生地域づくり活動応援補助金実績報告書（第5号様式）

(2) その他村長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付を請求するときは、川上村学生地域づくり活動応援補助金交付請求書（第6号様式）により、村長に請求しなければならない。

2 村長は、川上村学生地域づくり活動応援補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1)虚偽の申請、報告等を行ったとき。
- (2)不正な行為があると認められたとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、村長が補助金の返還を相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

活動例
伝統行事などの地域コミュニティ活動
住民間を含む交流や村おこしに寄与する活動
村との協働による川上村の魅力の発信及び交流活動
集落における地域清掃活動
その他、村長が特に認めた活動

別表第2（第4条関係）

以下の①及び②のいずれにおいても発信するものとする。

	発信方法	投稿内容
①	Facebook	・活動において感じた内容をまとめ発信するものとする。
	X(旧: Twitter)	
	Instagram	
	上記アカウントを保有していない場合における村保有アカウントによる代理発信	・以下の各号のいずれにも該当しない内容とする。 (1) 補助事業への参加が確認できない投稿 (2) 公序良俗に反する内容の投稿 (3) 他人の著作権・肖像権に抵触する投稿 (4) 個人・企業・団体等を中傷、プライバシーを侵害する投稿 (5) 法令に違反する内容の投稿 (6) その他村長が不適切と判断する投稿
	川上村 HP 内の「水源地のブログ」コーナー	